

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】 監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成 25 年度）

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。今回は、厚生労働省のホームページより、平成 25 年度に実施された監督指導による賃金不払残業の是正結果を一部抜粋してご紹介します。

以下、一部抜粋

全国の労働基準監督署が、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間に、労働者からの申告や各種情報に基づき監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金が支払われたもののうち、その支払額が 1 企業で合計 100 万円以上となった事案の状況を取りまとめました。

- 是正企業数 1,417 企業（前年度比 140 企業の増）
- 支払われた割増賃金合計額 123 億 4,198 万円（同 18 億 8,505 万円の増）
- 対象労働者数 11 万 4,880 人（同 12,501 人の増）
- 支払われた割増賃金の平均額は 1 企業当たり 871 万円、労働者 1 人当たり 11 万円
- 割増賃金を 1,000 万円以上支払ったのは 201 企業で全体の 14.2%、その合計額は 87 億 3,142 万円で全体の 70.7%
- 1 企業での最高支払額は「4 億 5,861 万円」（その他の事業）、次いで「4 億 5,056 万円」（小売業）、「3 億 6,671 万円」（飲食店）の順

都道府県労働局や労働基準監督署には、労働者や家族の方などから長時間労働や賃金不払残業に関する相談が多数寄せられています。労働基準監督署は、労働者などから情報が寄せられた事業場などに対して重点的に監督指導を実施しています。

抜粋ここまで。

このデータは、「支払額が 1 企業で合計 100 万円以上となった事案」のみの数字ですから、実際には是正が入り指導を受けた企業の数はずっと多いと考えられます。

労働基準監督署による是正指導が強化されていると聞いていますが、今後もこの流れが続くことは確実でしょう。未払い残業代が発生しないような労務管理体制を普段から構築しておきましょう。